

空調・換気設備保守点検業務委託契約書（案）

安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、空調・換気設備保守点検業務に関し次のとおり
契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、発注者の所有する空調・換気設備を常時良効な状態で使用できる
よう保守点検業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（委託物件）

第2条 発注者が受注者に保守点検業務を委託する物件は、仕様書のとおりとする。

（実施方法）

第3条 受注者の行う保守点検業務は、次のとおりとする。

1. 保守点検業務の点検回数は年度内2回（暖房及び冷房切替時）とする。
2. 受注者は、保守点検業務要員を発注者の設備点検場所に派遣して、所定の
点検を行う。
3. 受注者は、関係する法規に基づき保守点検を行い、点検後に点検結果報告書
を発注者に提出すること。

（委託料）

第4条 発注者は、保守点検業務委託料として年度内に2回分の金額　　，
円（消費税含む）を受注者に支払うものとする。

（請求、支払）

第5条 受注者は保守点検業務を終了したときは、発注者の指定する方法により
発注者に請求書を提出するものとする。

（実施期間）

第6条 本契約による保守点検業務の実施日は、発注者と受注者とが協議の上決
定する。

（協議事項）

第7条 本契約を証するため本契約書2通を作成し、発注者と受注者とも記名捺
印のうえ各々1通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者

千葉県館山市北条420番地の4
安房郡市広域市町村圏事務組合
理事長　石井　裕

受注者

住所
氏名